

新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日施行）から令和4年3月31日の間に新築された認定長期優良住宅（※1）については、減額措置が適用されます。

※1 認定長期優良住宅

- ・・・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅

<要件>

- 住宅用付属屋を含む床面積が1戸当たり
50㎡（貸家・共同住宅については40㎡）～280㎡の住宅

<軽減額>

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡相当税額の2分の1 (60㎡分に相当する税額)

<軽減期間>

- 平屋・2階建て住宅等・・・・・・・・新築後5年間
- 3階建以上の耐火・簡易耐火構造住宅等（マンション等）・・・・・・・・新築後7年間

【減額を受ける手続き】

該当家屋が固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年（通常、建築完了年の翌年）の1月31日までに、下記の必要な書類にて申告してください。

必要な書類	<ul style="list-style-type: none">長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申告書認定長期優良住宅である旨を証する書類
-------	--

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1 TEL0942-72-2111（内線 123）